

## 第5章 計画推進の体制と課題

### 第1節 計画推進の体制

文化財の保存・活用の全体的な体制については、第1部第5章「第2節 参加と協働の体制・組織・人づくり」に示している。

その中から、ここでは主として庁内の推進体制を明らかにする。

表2-5-1 庁内の推進体制

| 区分・名称                   | 目的・ねらい                       | 構成                                                                      | 取組内容                                                                                                                        |
|-------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局<br>津和野町文化財調査研究室（仮称） | 歴史文化基本構想等を推進する事務局及び文化財行政を担う。 | ○室長<br>○文化財の専門職<br>○事務職<br>○サポーター<br>・住民<br>・専門家など                      | ○歴史文化基本構想等の推進に関する総合調整機能（庁内連携）、事務局としての推進役<br>○文化財の調査・研究<br>○文化財の保存・整備及び活用<br>○文化財に関する情報提供と啓発<br>○文化財の保存・活用に関わる住民組織などの支援 など   |
| 歴史文化基本構想等推進チーム（仮称）      | 歴史文化基本構想等を推進する庁内の連携体制を強化する。  | ○教育委員会（文化財調査研究室など）<br>○建設・都市計画部局<br>○農林水産部局<br>○観光振興部局<br>○広報・情報発信部局 など | ○歴史文化基本構想等に関わる事業・プロジェクトの検討（組織横断的な協力体制と事業展開）<br>○事業・プロジェクトの具体化（各種事業等の連携した展開、効果と実効性の確保、効率的な展開）<br>○国・県等との協議・調整（情報の共有化、連携した対応） |

## 第2節 計画推進の課題

計画を推進するにあたっては、第1部「第5章 地域ぐるみで取り組む文化財の保存・活用と展開方向」を踏まえて、プロジェクトやその他事業等に取り組む必要がある。

こうしたことを前提として、主要な取り組まねばならない事項、乗り越えなければならない事項（具体化に向けての課題）を整理する。

### 第1部「第5章 地域ぐるみで取り組む文化財の保存・活用と展開方向」の枠組み（項目）

#### 【住民等の協力と参加による調査・活動の展開】

- 文化財の継続的な調査・研究の推進
- 公民館を中心とした地域学の推進

#### 【参加と協働の体制・組織・人づくり】

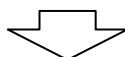
- 住民等の参加による文化財の保存・活用の体制づくり
- 文化財に対する住民等の意識啓発と情報の共有化
- 文化財の保存・活用に関わる団体・担い手の支援・育成

#### 【文化財の保存・活用の方策】

- 関連文化財群としての文化財の保存・活用の取組展開
- 歴史文化保存活用区域としての文化財の保存・活用の取組展開
- 個別的な文化財保護の取組展開（文化財保護法による指定・登録）
- 各種法制度の協調的・連動的な運用

#### 【文化財の保存・活用の発展的展開】

- 歴史文化を生かしたまちづくりの展開
- 広域的な連携・交流による文化財の保存・活用の推進



### 計画推進の課題の骨子

#### 1 計画推進体制の確立

- 庁内体制づくり
- 住民等の参加による保存・活用の体制及び協働の仕組みづくり
- 近隣市町（高津川流域）などとの連携体制づくり

#### 2 文化財の保存・活用に関わる団体・担い手の支援・育成

- 支援制度等の効果的な活用と制度の拡充の働きかけ
- 団体・担い手の支援・育成

#### 3 住民主体の地域における取組の支援

- 地域における歴史文化に関わる活動等の支援
- 公民館を拠点とした“地域学”などの展開
- 歴史文化を生かしたまちづくりの展開

#### 4 文化財に対する住民等の意識啓発と情報の共有化

- 文化財の保存・活用の意義や効果、必要性の説得力のある説明
- 文化財を生かした体験・学習や催しの開催

#### 5 各種法制度の効果的な活用

- 各種法制度・事業の効果的な活用
- 庁内の情報の共有化と連携

#### 6 未指定・未登録等の文化財への対応

- より詳細な調査の段階的・計画的な実施
- 文化財保護法等による保存・活用
- その他法制度による保存・活用
- その他の未指定等の文化財への対応

#### 7 構想・計画の進行管理と施策の評価

- 整備計画・詳細計画等の作成
- 事業の実施状況の把握・評価
- 事業の評価等を生かした次への展開と適切な見直し

## 1 計画推進体制の確立

これまでの津和野町の文化財行政は、教育委員会及び文化財保護審議会が担い、今後とも中心的な役割を果たしていく必要があるが、より一層、関係機関・部局との連携を図るとともに、住民等の協力と参加、協働の取組が求められる。

とりわけ本モデル事業で示された「関連文化財群」や「歴史文化保存活用区域」の考え方は、これまでの指定等による単体としての文化財の保存・活用だけでなく、関連する文化財とその周辺を一体としてとらえ、地域の歴史や文化を示す魅力的なものとして提示し、保護していくものである。

また、歴史文化基本構想に期待される効果（文化審議会文化財分科会企画調査会報告書）として、「多様な文化財の価値の顕在化による適切な保存・活用」、「文化財を核とした地域の魅力の増進」、「地域の連携協力の推進」、「他の行政分野との連携の促進」があげられている。

このため、第1部第5章「第2節 参加と協働の体制・組織・人づくり」で示した庁内の推進体制（前節も参照）、専門家や住民等が参加する組織づくり、行政、専門家、住民等の連携の強化と協働の推進などに向けて取り組む必要がある。

加えて、高津川流域の文化的景観の保全や鉱山関係の文化財の調査・研究、伝統芸能の活用などにおいては、関係機関や関係自治体等の支援、相互協力が大切であり、それを支える連携体制の構築を図る必要がある。

## 2 文化財の保存・活用に関わる団体・担い手の支援・育成

津和野町においては、弥栄神社の鷺舞、津和野踊、柳神楽、奴行列、鷺原八幡宮の流鏑馬神事といった指定文化財に加え、町内各地で神楽、地芝居などの民俗芸能が行われている。

しかし、少子高齢化、過疎化の中で、担い手の減少や後継者の不足、衣装・道具の維持の負担など、様々な懸念される状況が生じている。

加えて、文化財が草木等で覆われたり、鳥獣被害に遭ったりすることが多くなっている中、今後、地域で文化財の維持管理や活用などを進めるにあたって、過疎化等は大きな制約となる。

このため、文化財に関わる団体・担い手の支援などの法制度・事業の効果的な活用を図るとともに、その充実・拡充を国等関係機関に働きかける必要がある。

また、文化財の保存・活用の取組への住民の参加を促進しながら、関係する組織・団体及び担い手の支援・育成に努める必要がある。

## 3 住民主体の地域における取組の支援

文化財の保存・活用に関わる協働の体制づくりなどにおいて基本となるのは、身近な生活の場において、住民が文化財への関心を持ち、地域でそれを大切に、生かしていくことである。

例えば、地域の歴史文化を知る機会の確保、文化財や周辺の清掃、草刈り、点検、歴史探訪や文化財を生かした行事の開催などが考えられる。

このため、それぞれの地域の現状や特色を踏まえながら、地域における歴史文化に関わる様々な活動などを支援するとともに、情報の提供や体験・学習機会の確保などに取り組む必要がある。

とりわけ地域における文化的な活動を支える場が公民館であり、公民館を拠点とした文化財に関わる取組、さらには“地域学”とまちづくりへの展開を目指すことが重要である。

## 4 文化財に対する住民等の意識啓発と情報の共有化

文化財の保存・活用を進めていくためには、文化財の所有者に加え、広く住民等の文化財への関心や理解を高めたり、文化財の保存・活用の取組への協力・参加を促進したりすることが不可欠である。

このため、新たな視点である関連文化財群や歴史文化保存活用区域の考え方などを含め、文化財に関する情報提供と啓発に取り組む必要がある。

また、楽しく学んだり、興味や関心を高めたりできるような体験型の学習機会を拡充させることも重要である。

## 5 各種法制度の効果的な活用

文化財の保存・活用に関わる法制度・事業は、文化財保護法に基づくものだけでなく、歴史まちづくり法や景観法、国土交通省や農林水産省の事業など多岐にわたる。

このため、国・県等関係機関と連携しながら、津和野町の庁内の連携体制を強化し、各種法制度・事業の効果的な活用を図る必要がある。

また、景観法などの運用や各種事業の展開においても、庁内の情報の共有化と連携をより密接にしていく必要がある。

## 6 未指定・未登録等の文化財への対応

本モデル事業の調査では、地元調査員等の努力により、数多くの未指定・未選定・未登録の有形・無形の文化財を把握することができた。

これらについては、今後、優先順位を設定し、計画的により詳細な調査を行い、文化財としての価値の把握ができたものについては、文化財保護法等に基づき、指定・選定・登録に向けて取り組む必要がある。

また、歴史まちづくり法や景観法などの法制度・事業による文化財の保存・活用を検討する必要がある。

さらに、上記の法制度・事業で対応できない文化財も数多くあり、国等への法制度の拡充の働きかけとともに、住民等の参加と協働による文化財の保存・活用などの仕組みを検討する必要がある。

## 7 事業実施に向けた財源の確保と優先順位の検討

本構想・計画においては、多岐にわたる取組・事業を設定しており、中長期的な視点を持って、計画的かつ段階的に取り組んでいく必要がある。

その中では、文化財保護制度だけでなく、産業（観光・商工業、農林水産業）や道路交通、まちづくり部門などの法制度の効果的な導入を検討しながら、財源や体制（態勢）の確保を図らなければならない。

また、事業の優先順位を設定し、限られた財源等を有効に活用する必要がある。

## 8 構想・計画の進行管理と施策の評価

本構想・計画を実施する段階においては、必要に応じて、事業ごとの整備計画・詳細計画などを策定することが求められる。

また、事業の中間点や終了時点などにおいては、達成状況、課題などの把握・評価を行い、当該事業の改善または他の事業への反映に努める必要がある。

その中では、PDCAサイクル※（計画・実施・評価・改善）の考えなどを取り入れ、各種事業の推進や適切な見直しを行う必要がある。

### ※PDCAサイクル

計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の順に実施し、最後の改善を次の計画に結びつけ、取組の内容や質の維持・向上などを図る手法。